Ⅶ　行財政計画

議会運営事業

（担当：議会事務局　局長：仲村一夫）

○議会運営事業　　**8，850万円**

1．議会の権限とは

町議会は地方自治法などの法律によって多くの権限が与えられており、町政の重要な事柄を審議・決定する大切な役目を持っています。主なものは次のとおりです。

①議決

議会に与えられた権限の中で最も重要なもので、

・条例の制定・改廃　・予算の決定　・決算の認定

・一定金額以上の契約の締結など

町政の重要な事柄に関しては、全て町議会の議決が必要です。

②調査と検査

町の仕事が、町議会の決定に従って適正に行われているかどうかを調査、検査します。

③意見書、決議

町民の福祉の向上や利益につながることについて、国、県、関係省庁などに意見書を提出したり、国政や社会問題などについて、議会の意思を明らかにするために決議を行ったりします。

④その他の権限

議長、副議長、選挙管理委員などを選ぶ選挙権、町長が副町長、教育委員、監査委員などを選任する場合の同意権、町民から提出された請願・陳情の受理権などがあります。

2．議会運営に係る主な経費

①議員報酬　4，618万円

・議長：30万円（月額）　・副議長：25万円（月額）

・委員長：24．2万円（月額）　・その他議員：23．3万円（月額）

②議員期末手当　1，312万円

報酬額に10％を乗じた得た額を加算した額に100分の310を乗じた額（年間）

③議員共済会給付負担金等　1，835万円（前年度比 1，002万円減）

④旅費　393万円（前年度比　271万円減）

特別旅費（職員分）等　18万円（前年度比　25万円減）

費用弁償　375万円（前年度比　246万円減）

⑤需用費　29万円（前年度比　1万円増）
　消耗品費　25万円（前年度比　増減なし）
　その他　4万円（前年度比　1万円増）

⑥負担金、補助及び交付金　608万円（前年度比　1万円減）
　政務活動費交付金　288万円（前年度比　増減なし）
　その他負担金　320万円（前年度比　1万円減）

⑦その他　55万円

町議会独自の議員研修において
本町の現状と課題の説明を受ける議員の様子

講師：神里博武
題目：子ども・子育て支援
　　新制度について

◎政務活動費とは◎

政務活動費は、地方自治法第100条第14項～第16項に規定され、「南風原町議会政務活動費の交付に関する条例」に基づいて、町議会の議員が行う調査研究その他の活動のために必要な経費の一部として交付されます。

◎政務活動費の交付について◎

『南風原町議会政務活動費の交付に関する条例』及び『南風原町議会政務活動費の交付に関する規程』により、請求のあった議員に対して、月額1．5万円（年額18万円）を毎年4月と10月にそれぞれ半年分を一括して交付します。
議員は交付された政務活動費を調査研究その他の活動に使い、年度が終わると議長に収支報告書を提出し、報告することとしています。

会議録作成事業

（担当：議会事務局　局長：仲村一夫）

○会議録作成事業　　**240万円**

法律で議長は、会議の結果に会議録を添えて町長へ報告することになっています。「会議録」は議会の本会議の内容をありのままに記録した書類で、本会議の様子を録音し、それを反訳後、内容の調整をし、冊子にまとめます。議論された内容すべてを記録した唯一の証拠書類となるので、原本は重要な書類として保管されています。写しは、南風原町の図書館などでも見ることができます。また、町ホームページにも掲載しています。

主な経費　　会議録印刷製本費　　240万円

監査委員事業

（担当：監査委員事務局　局長：仲村一夫）

○監査委員事業　　**152万円**

監査委員は、法令により定められた権限（地方自治法第199条）に基づいて、町の予算の執行、収入、支出、契約、財産管理などの財務に関する事務等が、法令等に従って適正かつ効率的に行われているかなど行政運営全般について監査を行います。

1. 法令に沿って正しく執行されているか
2. 町民の福祉増進のため最少の経費で最大の効果を挙げているか
3. 公正で合理的かつ効率的に執行されているか

上記のような観点から監査を行い、その結果を町長や町民の方々に提出し、公表します。

監査委員事業に係る主な経費
①監査委員報酬　　116万円
・識見を有する者として選任された委員　5．2万円（月額）
・町議会議員のうちから選任された委員　4．4万円（月額）
②監査委員費用弁償　16万円（旅費として1,000円／日額）
③その他（消耗品費等、負担金含む）　20万円

町長に決算審査意見書を
提出する稲福清代表監査委員と
上原喜代子議選監査委員

企画事務事業

（担当：総務部企画財政課　課長：島袋　健）

○企画事務事業　　**3，383万円**

1．第五次南風原町総合計画策定業務　　449万円

現在の第四次南風原町総合計画の計画期間が平成28年度までとなっていることから、平成27年度より第五次南風原町総合計画の策定に向けて、町民と協働で取り組んでおり、今年度中の策定を目指します。

事業費内訳

計画策定委託料	356万円
審議会委員報酬等	89万円
食糧費	4万円

▲まちづくり住民会議の様子

総合計画とは？

総合計画とは、南風原町をどのような「まち」にしていくのか、そのためにどんなことをしていくのかを総合的・体系的にまとめた町全ての計画の基本となるものです。

行政だけでなく、町民と行政が一体となって進めていくまちづくりのあり方をきめる計画です。

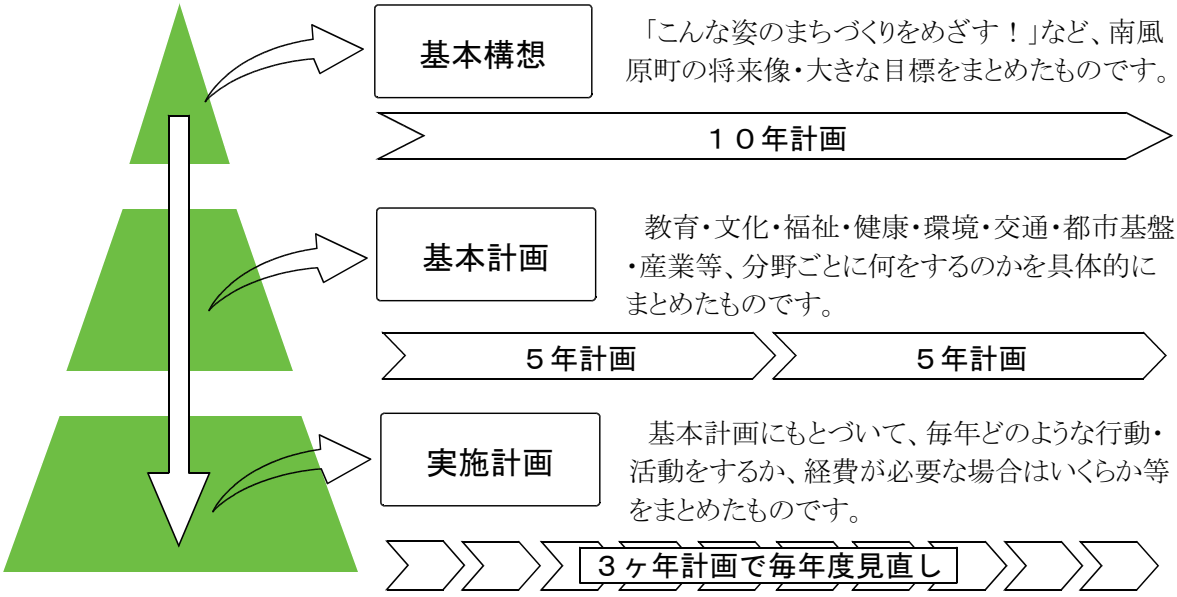

2. 南部広域市町村圏事務組合負担金　　163万円（総務費）
　　2，218万円（南斎場建設事業負担金）

南部広域市町村圏事務組合（一部事務組合）
　南部広域市町村圏事務組合では、市町村の枠組みを超えた行政サービスの維持向上と効率的な事務事業の推進・展開を図るため、構成市町村に替わって共同でする事務を行っています。

※構成市町村
（5市）糸満市、浦添市、豊見城市、那覇市、南城市
（4町）南風原町、八重瀬町、与那原町、久米島町
（6村）粟国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、南大東村、北大東村

【主な事業】
①「南斎場」の管理運営
　平成26年6月26日より南斎場が供用開始されました。将来の火葬需要への対応と公衆衛生上の重要な都市施設として適切に維持管理されます。

②ふるさと市町村圏基金事業
1）地域づくり推進事業：NAHA マラソンの共催による連携
2）芸術文化推進事業：日露交歓コンサート2015沖縄公演の開催
3）健康ふれあい交流事業：なんぶトリムマラソンの開催
4）青少年健全育成事業：南部地区少年野球交流大会
5）情報発信事業：ホームページ「まるごとなんぶ沖縄」

▲平成27年に開催された日露交歓コンサートの様子
（平成28年は豊見城、与那原で開催予定）

3. その他経費　553万円
　企画事務を運営するための消耗品や、各関係団体への負担金も支払っています。
【内　訳】
島尻地域振興開発協議会負担金　　16万円
沖縄県地域づくりネットワーク負担金　　2万円
南部広域行政組合事務局運営費　　372万円
臨時職員賃金　　161万円
消耗品費　　2万円

健全な行財政運営

財政運営事業

（担当：総務部　企画財政課　課長：島袋　健）

○財政運営事業　**728万円**

企画財政課、財政班の主な業務は、町の予算の執行管理及び取りまとめとなっています。また、「ハイさいよーさん」の取りまとめ及び発刊も行っています。

平成28年度では、昨年度からの継続事業である、公共施設等総合管理計画の策定を行います。全国的にも公共施設等の老朽化対策や長寿命化への対応等が大きな課題となっており、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことが求められています。また、平成26年度決算より、国が示す統一的な基準モデルによる新地方公会計制度を導入しており、国の基準に沿って作成した財務書類等を、町のホームページにて掲載し、公表しております。

主な経費

新地方公会計システム保守委託料	158万円
公共施設等総合管理計画策定業務委託料	378万円
ハイさいよーさん印刷製本費等	66万円
消耗品費・通信運搬費等	126万円

電子計算事務事業

（担当：総務部　企画財政課　課長：島袋健）

○電子計算事務事業　**4，672万円**

町では、財務会計システムや文書管理システムなど業務の多くをコンピュータにより管理・運営しています。システム改修やコンピュータ機器の導入によりコスト削減を図り、情報セキュリティの確保と個人情報保護に努めてまいります。

1．業務システム（事務処理部門）の充実　3，549万円

「事務部門」や「管理部門」の分野でも、パソコンなどを活用した事務の合理化、コスト削減を行います。

主な経費

情報システム機器使用料	2，532万円
情報システム機器委託料	527万円
システム改修費	100万円
消耗品・備品・その他事務費	390万円

2. 行政情報システムの強化　　1，123万円

個人情報をはじめとする情報やデータを確実に守る体制が求められています。そのために、情報漏洩や不正使用などの対策を強化し安全な運用を行います。

主な経費

情報推進嘱託員報酬	504万円
SE派遣員委託料	518万円
ウィルス対策費用	101万円

基幹系事務事業（マイナンバー制度関係等）

（担当：総務部　企画財政課　課長：島袋健）

○基幹系事務事業　　8，804万円

役場窓口では、住民票の発行や国民健康保険の保険証の交付など多くの事務が電算システムにより管理されています。電算システムを利用することにより、より早く正確に業務を進めております。

1. 基幹システム（住民サービス系システム）の充実　　8，804万円

住民票などを発行する為の、住民情報システムや税金・収納管理システム、福祉・健康管理システムなど、住民サービスの向上を図るため効率的な電算システムの運用を行います。また、社会保障・税番号制度の新制度へ対応してまいります。

主な経費

住民情報関係システム使用料	3，590万円
住民情報関係システム委託料	3，856万円
マイナンバー制度関係開発費	1，166万円
印刷製本・備品・その他	192万円

▲高速プリンター

住基・印鑑登録・旅券事務事業

（担当：総務部 住民環境課　与那嶺秀勝）

○住基・印鑑登録・旅券事務事業　　1，601万円

1．住民基本台帳・印鑑登録に関する事務

住民基本台帳は氏名、生年月日、性別、住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に関する事務処理の基礎となるものです。住民票の写しの交付などにより、住民の方々の居住関係を公証するとともに国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の被保険者の資格の確認、児童手当の受給資格の確認、学齢簿の作成、生活保護及び予防接種に関する事務、印鑑登録に関する事務処理のため等に利用されます。さらに平成23年7月1日から本町、豊見城市、南城市、与那原町、八重瀬町の5市町間で住民票謄抄本や戸籍謄抄本、印鑑証明書が受け取れる広域行政窓口サービス事業がスタートし、住民の利便性が向上しております。

また、平成25年4月から県より移譲を受けて南風原町住民環境課窓口において旅券（パスポート）の受付申請・交付を開始し、月平均53件の申請を受け付けており、更なる住民サービスの向上に発展しております。

主な経費	申請書等印刷代	92万円
	窓口対応嘱託職員報酬	672万円
	産休代替臨時職員賃金	238万円
	コンビニ交付事務委託料	88万円
	コンビニ交付事務運営負担金	100万円
	その他の経費	411万円

★自動交付機またはコンビニのコピー機を利用して各種証明書の発行が可能です。

マイナンバーカード又は住基カードを利用し、南風原町役場設置の自動交付機を利用することで、土日祝祭日及び時間外（7:00～22:00）も証明書の発行が可能です。また、平成25年9月から全国のコンビニでの証明書発行が可能となり、月に200件以上の利用があります。利用時間も（6:30～23:00）と自動交付機よりも長くなっており、住民の利便性が更に向上しております。

また、電子証明書を取得すると、e-Taxの申告等が自宅からインターネットを使ってできるようになります。

■■■　自動交付機及びコンビニでの交付可能な証明書　■■■

住民票、印鑑登録証明書、所得証明書、所得課税証明書、戸籍全部事項証明書、戸籍附票。

■■■　自動交付機とコンビニの設置場所と利用可能時間■■■

自動交付機	南風原町役場　（7:00～22:00）
コンビニエンスストア	全国の**ファミリーマート、ローソン**、サークルKサンクス、セブンイレブン（6:30～23:00）　（サークルKサンクスとセブンイレブンは沖縄にはありません）

■■■ 印鑑登録証をマイナンバーカード又は住民基本台帳カードに併用 ■■■

町では平成22年4月1日から印鑑登録証の新規交付を住民基本台帳カード（住基カード）に併用させていましたが、マイナンバーカード制度の開始に伴い、住基カードの発行は、平成27年12月31日で終了となっています。そのため、印鑑登録の新規交付はマイナンバーカードに併用できます。また自動交付機や、コンビニで証明書を交付する場合は現行の手数料300円から200円となり、よりお得で便利です。　　（戸籍事項証明書のみ　手数料450円→400円）

★町長もマイナンバーカードを取得しました★

通知カードとは住民のひとりひとりに個人番号を通知するものです。

通知カードは、紙製のカードで、住民にマイナンバー（個人番号）をお知らせするものです。

券面にはお住まいの市区町村の住民票に登録されている「氏名」「住所」「生年月日」「性別」と「マイナンバー（個人番号）」等が 記載されています。

ただし、顔写真は記載されておらず、通知カードを使用してマイナンバーの確認と本人確認を同時に行うためには、別に運転免許証や旅券等の本人確認書類が必要となります。

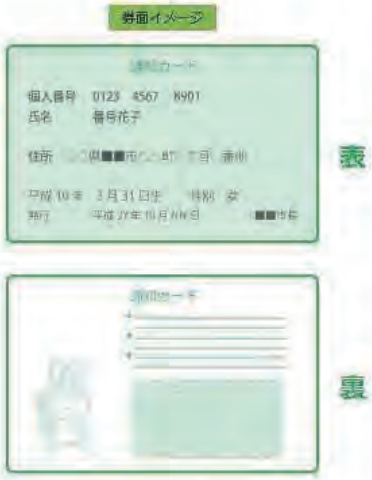

注意　一般的な本人確認の手続きにおける通知カードの取扱いについて（特に事業者の方へ）

通知カードは、マイナンバーの確認のためのみに利用することができる書類です。
一般的な本人確認の手続きにおいて利用しないようお願いします。

住民環境課からのお知らせ

1. 戸籍の届出時には身分証を持参してください

近年、本人の知らない間に他人が勝手に婚姻届や養子縁組届などを提出する事件が起きています。町ではこうした虚偽の届出を防止するために、次の5つの届出について窓口に届出を出す全ての人に身分証（官公署発行で写真付きのもの：運転免許証・パスポート等）を提示していただいています。なお、身分証をお持ちでない人も届出をすることはできますが、本人と確認ができなかった場合には、郵便で届出があったことを当事者に通知しています。

※身分証の提示が必要な戸籍の届出：**婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子離縁届・認知届**

※自分自身が窓口に来たことが確認出来ない場合には、縁組み等の届出を受理しないよう**「不受理申出」**をすることができます。

2. 住民異動届について

第三者のなりすましによる悪質な届出を未然に防ぐため、写真付き証明書等（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等）で本人の確認を行っています。

☆戸籍法及び住民基本台帳法が一部改正されました。

平成20年5月１日から「本人確認」が義務になりました。

近年、本人の知らない間に戸籍や住民票等の証明書が不正に取得されたり、虚偽の届出がされるという事件が全国的に発生していることや個人情報の保護に対する関心が高まったことから、不正請求防止のため、窓口に来られた方の本人確認が義務付けられました。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

窓口に来られた方へ「本人確認」にご協力ください！！

★本人であると確認できる証明書

〇官公署が発行した顔写真が貼付された証明書など

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、

住民基本台帳カード（顔写真付）、在留カード、身体障害者手帳など

※複数提示をお願いすることがあります。（例えば、国民健康保険証と国民年金手帳など）

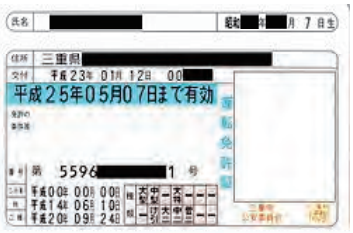

国民健康保険証、健康保険証、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、学生証など

代理人の方へ「委任状」の提出が必要です。

※代理人は、本人確認書類と請求者の代理人であることを明らかにする書類(委任状）が必要です。

※偽りその他の不正な手段によって戸籍及び住民票等の証明書の交付を受けた者は、

刑罰（30万円以下の罰金）が科されます。

※印鑑証明書については、これまで同様**印鑑登録証**の提示のみで交付を受けることができます。

問い合わせ先　住民環境課　℡889－4414

町県民税に係る経費

（担当：総務部　税務課　課長：宮城　広子）

〇町県民税に係る経費　　**1，602万円**

町県民税は前年の所得に応じて負担し合う性格の税金であり、市町村では個人の町県民税と法人の町民税を課税し徴収しています。

公平・公正な課税をおこなうだけでなく、町民の方へわかりやすい説明やスムーズに申告などの手続きができるよう、窓口等のサービス向上に取り組んでいます。

また、地方税の手続きについては全国的に電子化が進められており、本町においても国税連携システム及びeLTAXシステムを活用し、事務の効率化を図っています。

主な経費

嘱託員報酬費	168万円
臨時職員賃金	545万円
納付書等郵送費	207万円
納付書作成委託費	271万円
eLTAXに係る経費	256万円
その他事務経費	155万円

軽自動車税に係る経費

（担当：総務部　税務課　課長：宮城　広子）

〇軽自動車税に係る経費　　**276万円**

軽自動車税は、毎年4月1日現在の原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます。）の所有者に対して課税される税金です。軽自動車及び小型二輪車については、課税に必要な項目のデータ提出や調査照会などを、全国軽自動車協会連合会沖縄県事務取扱所に委託しています。

軽自動車等の課税に係る調査費や納税通知に係る費用が主な経費となっています。

主な経費

軽自動車税申告調査委託料	117万円
納付書等郵送費	80万円
納付書作成費など事務経費	79万円

▲町オリジナルのナンバープレート

固定資産税に係る経費

（担当：総務部　税務課　課長：宮城　広子）

○固定資産税に係る経費　　**2，222万円**

固定資産税（土地・建物・償却資産）に対する課税を適正に行うためには、その固定資産の正確な把握、適正な評価（価格）が基本となります。土地や建物には様々な形態があり、その評価について納税者へより分かりやすく正確に説明する目的から、町では以下のような業務を行っています。

1. 不動産鑑定委託料（土地）
土地の固定資産税を評価するために基準となる標準宅地の下落や上昇の調査を不動産鑑定士に依頼します。適正に土地の固定資産税を課税するための委託料です。

2. 地番図データ修正及び地目・地籍現況データ修正委託料（土地）
土地の分合筆（分けたり、ひとつにしたりすること）により、面積が変わった場合や所有者が変わった土地のデータ修正を行い、修正したデータで、図面を作成する業務です。土地の図面は、いろいろな場面で使われます。住所の確認、工事前の確認、道路の位置、境界の確認や土地の評価を決めるときの参考資料となります。このような評価に使う資料を準備することで、納税者に分かりやすく、説明を行うことができます。町では他に、土地の利用状況ごとに色分けした図面や、地域の土地価格がわかりやすく表示された路線価図などを作成しております。

3. 路線価データ作成（土地）
土地評価を行う目的で整備した路線価等の情報を集約し、それをインターネットで公開するためにデータ作成を行います。情報を開示することにより固定資産税評価制度に対する信頼確保を図る目的でデータ整備を行うものです。整備したデータは、（一財）資産評価研究センターに集約され同センターのホームページから自由に閲覧できることになります。

▲路線価データ

4. 地番図異動修正に係る画地測量（土地）
分合筆した土地は、奥行きや道路に面する長さが変化します。このような距離の変更を測量して土地を評価する業務です。一般的に土地が道路に接しているほうが、利便性が高く、反対に長細い土地や、形が悪い土地は利用しづらい土地となります。土地の評価は、このような土地の便利性や形状も判断材料となります。

5. 家屋評価システムHOUSAS使用料及び保守管理委託料
固定資産税（家屋）の適正な課税客体を総合的に把握・管理し、課税漏れの防止や家屋滅失の管理をするための家屋評価システムの使用料です。

6. 家屋調査システム保守管理委託
システムの保守管理を行うことにより、評価計算の標準化、検索、集計、住民情報総合システムへの転送及びデータの作成・修正を正確かつ迅速に行います。

7. 固定資産税納付書作成及び事務経費
固定資産税の納付書を発行し発送するための経費と事務用品などの消耗品費です。

主な経費

評価に伴う委託料及びリース料	1，755万円
納付書等郵送費	101万円
消耗品など事務経費	366万円

▲高層マンションも家屋調査の対象です

賦課徴収事業

（担当：総務部　税務課　課長：宮城　広子）

○賦課徴収事業　　4，132万円

町税（町民税・法人町民税・固定資産税・軽自動車税・たばこ税）の徴収業務、納税指導や滞納整理（差押えなど）事務を行い町税の納付又は納入の安定確保を目的とする経費です。職員6名に平成16年度から納税指導を専門とする嘱託職員4名を配置し、税負担の公平・更正性を保ち、町税の安定確保の向上に取り組でいます。

主な経費

納付指導員嘱託員報酬	1，056万円	臨時職員賃金	37万円
その他消耗品など	69万円	郵送費等	405万円
収納支援システム費等	1，902万円	過年度還付金	663万円

★Pointチェック！

滞納処分とは・・・？

納税は国民の義務であります。税金は、納税者の方が定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっていますが、その納期限までに税金の納付又は納入ない場合には、納期内に納められた方との公平に努め、町の租税債権を保全するために、本来の税額に延滞金を加算して納付いただくことになるほか、やむなく「滞納処分」を行うことがあります。

「滞納処分」とは、税金を滞納している人（滞納者）の意思に関わりなく、滞納になっている税金を強制的に差し押さえ徴収することです。滞納者（社）の財産を差し押さえ換価し、滞納になっている税金に充て完納させる一連の手続きを言います。

差押えとは・・・？

財産調査で発見された滞納者（社）の財産に対する差し押さえを言います。差し押さえを行った場合、滞納者（社）やその利害関係者（会社・金融機関・生命保険会社・不動産の抵当権者など）に「差押通知書」を送付します。※法律では「督促状を発した日から起算して10日経過した日までに完納しないときは財産を差し押さえなければならない」となっています。（国税徴収法第47条）